

**改正**

平成26年 3 月25日 条例第 6 号

平成31年 3 月25日 条例第 2 号

平戸市生月大橋公園条例

平戸市生月大橋公園施設条例（平成17年平戸市条例第117号）の全部を改正する。

（設置）

**第 1 条** 優れた自然環境を生かし、市民のふれあいの場及び地場産品等の提供、観光地等の紹介並びに情報の提供を行い、もって市の活性化を図るため、平戸市生月大橋公園（以下「公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第 2 条** 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 平戸市生月大橋公園
- （2） 位置 平戸市生月町南免4375番地 1

（指定管理者による管理）

**第 3 条** 市長は、公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

**第 4 条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 公園の利用に関する業務
- （2） 公園の維持管理に関する業務
- （3） 地場産品等の展示販売に関する業務
- （4） 地域情報の発信及び観光案内に関する業務
- （5） その他市長が必要と認める業務

（利用時間）

**第 5 条** 許可を必要とする施設の利用時間は、午前 8 時から午後 7 時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらずこれを変更することができる。

(利用の許可)

**第6条** 別表で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

(入場又は利用許可の制限)

**第7条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園への入場を拒否し、又は利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他公園の管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(権利譲渡等の禁止)

**第8条** 第6条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用の許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用料金)

**第9条** 利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）の額は、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

**第10条** 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第11条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

**第12条** 指定管理者は、第4条に規定する業務を行うため、特別の設備を整備しようとする場合は、事前に市長の許可を受けるものとする。

2 利用者は、施設に特別の設備を整備し、又は設備を変更してはならない。ただし、指定管理者の承諾を得て市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

**第13条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用許可の条件に従わないとき。

2 前項の取消し等により生じた利用者の損害については、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

(事故報告)

**第14条** 指定管理者は、公園において事故等が発生した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

**第15条** 指定管理者は、公園を管理するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(損害賠償等)

**第16条** 指定管理者、利用者又は入場者は、公園を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者、利用者又は入場者の責めに帰すべき理由により人身事故が生じたときは、これに係る一切の責めは、指定管理者、利用者又は入場者が負わなければならない。

(原状回復)

**第17条** 利用者は、施設の利用を終了したとき又は第13条第1項各号のいずれかの規定に該当する

ことにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の平戸市生月大橋公園施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成26年3月25日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

**別表** (第6条、第9条関係)

利用の許可を受ける施設及び利用料金

| 施設区分   | 単位     | 金額   |
|--------|--------|------|
| 多目的広場  | 1時間につき | 520円 |
| 野外ステージ | 1時間につき | 520円 |

備考

- 1 営利目的の利用については、3倍額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。